

交渉情報	NO.18	日本郵便信越支社 経営企画本部総務・人事部
JP労組信越地方本部	2020年8月12日	添付資料:1枚

新潟中央郵便局時給制契約社員の基本賃金について

【関連文書：交渉情報 NO.79 2017.5.15】

日本郵便（株）信越支社経営企画本部総務・人事部長は、8月12日（水）「新潟中央郵便局時給制契約社員の基本賃金」について地方本部に説明してきました。

標記概要は、2017年5月4日の新潟郵便局開局に伴い、雇用替え（職務替えを含む）となった時給制契約社員の評価については、特定措置として3年間雇用替え前の評価を引き継ぐこととしており、2020年9月30日をもって特例措置が終了するとなっており、2020年10月1日以降は8月1日実施の定期評価結果に基づいて決定した基本賃金を適用することとなるが、新潟中央郵便局で雇用替えとなった時給制契約社員のうち、実際の評価が雇用替え前の評価に追い付いておらず、基本賃金が下がる社員がいることが判明したことにより、対応策について説明してきたものです。詳細については、別紙支社資料を参照してください。

1. 対象社員

新潟中央郵便局	郵便部	20名
	第二集配営業部	1名
	第三集配営業部	2名

※対象者の人数は、2020年2月1日実施の定期評価結果によるものであり、2020年8月1日実施の定期評価結果により変更となる場合があります。

2. 対応策

- (1) 評価の引継期間を2021年3月31日まで延長する。
- (2) 新潟中央郵便局において、評価の特例措置が終了することを関係社員に説明の上、スキル習得を希望する社員に必要な事務を担当させ、スキルを習得できるよう育成する。
- (3) 2021年2月1日実施の定期評価結果に基づいて決定した基本賃金を、2021年4月1日から適用する。

地本では、2017年春季生活闘争大綱整理された内容であることを踏まえ、会社からスキルを上げるための育成を十分に行ってこなかったことによる対策が示されたことから、整理しました。

その上で、スキルの習得を希望する対象者に対しての計画を作成すること、特例措置となった経過も含め、丁寧に説明することを求めました。支社は、スキル習得を希望する対象者に対して、計画的に実行されているか該当局と連携の上、フォローする、8月31日までに行われる定期評価のフィードバックの時に対象者に対して丁寧に説明することを確認しました。

なお、長岡郵便局に今回の対象者がいないのか資したところ、対象者がいないことを確認しました。

【労使対応】 支部窓口